

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部における
競争的研究費に係る間接経費の取扱方針

平成29年3月1日 学長裁定
令和4年10月5日 改正

1. 目的

この取扱方針は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下、「共通指針」という。）に基づき、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部（以下、「本学」という。）における競争的研究費に係る間接経費の取り扱いについて、必要事項を定める。

2. 定義

間接経費とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

3. 用途

間接経費は次の事業等に充てるものとし、具体的な用途は、別表のとおりとする。

- (1) 本学の研究開発環境の改善事業
- (2) 本学全体の機能向上事業
- (3) 競争的研究費による研究実施に伴い、必要となる管理等経費

4. 研究者の転出等に伴う返還

研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、配分機関による特別な定めがある場合は、その定めに準拠することとする。

5. 実績報告

毎年度の使用実績に応じて、配分機関に、定められた期日までに報告する。

6. 執行及び所管

間接経費は、学長のもとで計画的かつ適正に執行すると共に、用途の透明性を確保しなければならない

- (1) 総務課は、実績報告書等を作成し、配分機関に報告するものとする。
- (2) 実績報告書を配分機関に報告するにあたり、会計課はその経費処理の適切性について確認するものとする。

7. 取り扱いの変更

関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱方針も随時見直すこととする。

以 上

(別表)

間接経費の主な使途の例示

本学において、競争的研究費による研究の実施に伴う管理等に必要な経費のうち以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

(2) 研究部門に係る経費

(ア) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(イ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(ウ) 特許関連経費

(エ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(オ) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(カ) 設備の整備、維持及び運営経費

(キ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(ク) 図書館の整備、維持及び運営経費

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ア) 研究成果展開事業に係る経費

(イ) 広報事業に係る経費等

※ 上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究環境の改善や本学の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、学長が必要な経費と判断した場合、執行することがある。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。